韮崎市訓令乙第２号

韮崎市消防団活動協力員設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、韮崎市消防団員と協力して消防防災に当たる韮崎市消防団活動協力員（以下「活動協力員」という。）を置くことにより、火災、地震、風水害等の災害発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

　（活動協力員の位置付け）

第２条　活動協力員は、消防団と連携し、韮崎市消防団の退職団員又は消防防災活動に対する理解をもつ者としての知識及び経験を生かし、かつ、地域に密着したボランティアとして、市民による自主防災体制の充実強化について支援を行うものとする。

　（対象者）

第３条　活動協力員は、市内に居住する韮崎市消防団の退職団員又は消防防災活動に対する理解をもつ者で、概ね７０歳以下のものとする。

　（任期）

第４条　活動協力員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

　（活動内容）

第５条　活動協力員は、原則として自己が居住する地区において災害が発生したときは、消防団の活動を支援するため出動し、当該現場の指揮者の指示に従い、自身の安全を確保しながら活動に従事するものとする。

　（登録及び辞退）

第６条　活動協力員に登録しようとする者は、市長に韮崎市消防団活動協力員登録申込書（第１号様式。以下「申込書」という。）を提出するものとする。

２　市長は、前項の申込書を提出した者のうち適当と認めるものに、韮崎市消防団活動協力員登録証（第２号様式）を交付するものとする。

３　市長は、前項の規定により登録したときは、韮崎市消防団活動協力員登録者名簿（第３号様式）に登載するものとする。

４　活動協力員は、登録を辞退する場合は、市長に韮崎市消防団活動協力員登録辞退届（第４号様式）を提出するものとする。

　（災害補償）

第７条　活動協力員が、第５条に規定する活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２５条第１項若しくは第２項又は第２９条第５項に規定する消防作業に従事した者として、韮崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年７月１日条例第１９号）の定めるところにより補償するもとする。

　（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。